

## 全品検収制度導入にかかるQ & A

問) 検収センターの受付時間外に調達したものに係る検収を、調達者自身の撮影による写真検収（事後検収）で代えられませんか？

答) 原則不可です。できる限り受付時間内の調達、納品、検収をお願いします。緊急時については、その都度（または別途）ご相談下さい。

問) 夏期一斉休暇や年末年始休暇等の検収センター長期閉室中に緊急に調達しなければならなかった場合、検収を受けられませんか？

答) 原則、未使用・未開封の状態検収センターの受付時間内に検収を受けていただきます。しかし、検収センター長期閉室のために検収を受けられないものに関しては、例外対応措置理由書【様式2】をご記入の上、長期閉室明けに速やかに写真検収を受けてください。この例外対応措置は、例外対応措置理由書【様式2】に記載されている長期閉室期間のみとなります。記載のない期間については通常業務時間内の調達、納品、検収をお願いします。なお、写真検収の方法については、9ページ「パターンF（写真）」、写真の撮り方については、『写真撮影について』をご確認ください。

問) 検収をせずに開封・使用してしまいました。この状態で検収を受けることはできますか？

答) 検収は、未使用・未開封の状態でのみ受けることができます。開封・使用してしまったものは検収できませんのでご注意ください。出張先など学外にて緊急に物品を調達しなければならなかった場合は、写真検収にて検収を受けてください。

問) 検収は納品後いつまでに完了すればいいですか？

答) 原則、検収は契約納期内に契約相手から納品された日に実施してください。やむを得ず納品した日に検収ができない場合は、納品した日から5日以内に検収を完了してください。

問) 検収センターが混雑している時間帯はありますか？

答) 豊洲検収センターは、15：30～16：30と13：00～14：00が、大宮検収センターは15：00～16：00が混雑しています。上記時間帯は検収完了までに時間がかかることや出向検収依頼の対応ができない場合がございますのでご注意ください。

問) 全品検収制度を導入するのはなぜですか？検収作業について現実的な、柔軟な対応を望みます。

答) 全品検収制度は、公的資金や学費を財源とする諸教育研究費が適正に執行されるための仕組みであり、不正の発生を防ぐためのものです。こうした仕組みもなく、仮に不正が生じ、発覚すれば、不正行為の当事者が告発されるだけでなく、組織全体（同僚含む）で補助金申請ができない、補助金返還や削減が行われる、大学の社会的評価が下落するなど、取り返しのつかない事態に陥ります。

問) 立て替えて調達した物品の検収センターへの持ち込み（持参）行為を、学生に代行させることは認められますか？

答) 「当該学生の身分を明らかにすることができる」かつ「代行を指示した教員との関係を説明できる」ことを条件に、学生の代行を認めます。当該学生の身分を確認するために検収の都度、学生証を確認させていただきます。学生証の提示がない場合は検収を受けられませんので忘れずに持参ください。

問) 自宅に納品された物品でも検収を受けることはできますか？

答) 原則不可です。全品検収制度は、公的資金や学費を財源とする諸教育研究費が適正に執行されるための仕組みであり、不正の発生を防ぐためのものです。公用と私用の区別をするにおいて、納品先は重要な判断材料となります。自宅宛の納品は第三者より「私用」と判断される恐れがあります。ただし、産休・育休期間等に物品が必要になるなどの事情により自宅納品にせざるを得ない場合は、その理由を明記した例外対応措置理由書を検収時にご提出ください。

問) アマゾンやアスクルなど宅配業者により納品される物品の検収はどのようにすればいいですか？

答) 検収センターでは荷受をすることができません。まず、宅配業者から発注者へ直接納品していただき、発注者が受領した物品を未開封・未使用の状態検収センターへ持参してください。なお、この場合の検収方法については、5 ページ「パターン B（持込）」をご確認ください。

問) 研究室・実験室向け商材の中身で滅菌商品、超低温商品、大型製品等において、開梱すれば返品が効かなくなる商品が存在します。どのように検収を受ければよいですか？

答) 検収センターに持ち込めないものは、検収センター員が納品場所に出向き発注者立ち合いのもと検収をします。

問) 特殊製作物、特注品、材料品など商品を示すラベルがない商品は、どのように検収を行えばいいですか？

答) 発注書や納品書と照合をして検収をします。

問) 生協で調達した物品は研究室へ納品されますが、納品後に検収センターへ持ち込まなければなりませんか？

答) 生協にて物品を調達した場合、原則として生協職員が検収センターに物品を持参し、検収を受けた後、発注者に納品します。ただし、発注者がコーププラザ(売店)にて直接購入・持ち帰りましたものに関しては、発注者自身が検収センターに持参の上、検収を受けてください。

問) 発注の際、届け先の住所は検収センターを指定すればいいですか？

答) 届け先は研究室等(希望する場所)を指定してください。業者には納品時に必ず検収センターを経由して納品検収を受けた後に研究室等へ納品するように依頼をしてください。

問) 検収センターで納品検収を終えた後、業者が研究室へ納品にいった際、研究者等が不在の場合にはどのように対応すればいいですか？

答) 研究者等の判断で、同じ研究室の人が代理で物品を受領することもできます。研究室に誰もいない場合、検収はいたしません。

※研究者等以外が代理で物品を受領する際は、保管管理に充分にご注意下さい。万一、物品が破損・紛失等下場合には研究者等が責任を負うことになります。

※検収センターでは受取人不在時に、納品物品の預かり保管はいたしません。

問) 気体や液体などで、タンク等に充填してからでない場合の検収はどのように行えばいいですか？

答) 納品時に検収センター員が研究室へ出向いて検収しますので、予めご連絡ください。

問) 気体や液体など容器で納品される物の検収はどうなりますか？

答) 容器で納品される物は、検収センターで検収を行います。但し、ボンベなど検収センターに運び入れることが困難なものは、車両若しくは研究室へ出向いて検収しますので、ご連絡ください。

問) 物品を契約業者ではなく、メーカーから直送した場合はどのように行えばいいですか？

答) 輸送伝票等は納品書の扱いになりませんので、業者に納品書をもらい通常の処理を行ってください。ただし、直送メーカーからの同梱納品書がある場合は、その納品書にて検収を受けることは可能です。

問) 納品書および領収書の宛名が「個人名」もしくは「上様」となっていますが検収を受けることはできますか？

答) できません。納品書および領収書の宛名は「芝浦工業大学」と記載されていないと検収は受けられません。個人名や宛名の記載のないものは、第三者により「私用」と判断される恐れがあります。納品書および領収書の宛名に必ず「芝浦工業大学」と記載されているかを確認の上、検収を受けるようご注意ください。

問) iTunes カードを購入しました。検収は必要でしょうか？

答) 検収は不要です。検収では iTunes カードは物品ではなく、電子書籍やアプリなどを購入するときの決済手段として現金と同等のものと考えます。そのため検収センターでは、iTunes カードで購入をした電子書籍やアプリなどを検収します。iTunes カードを決済手段として物品を購入する場合の検収については、その都度ご相談ください。